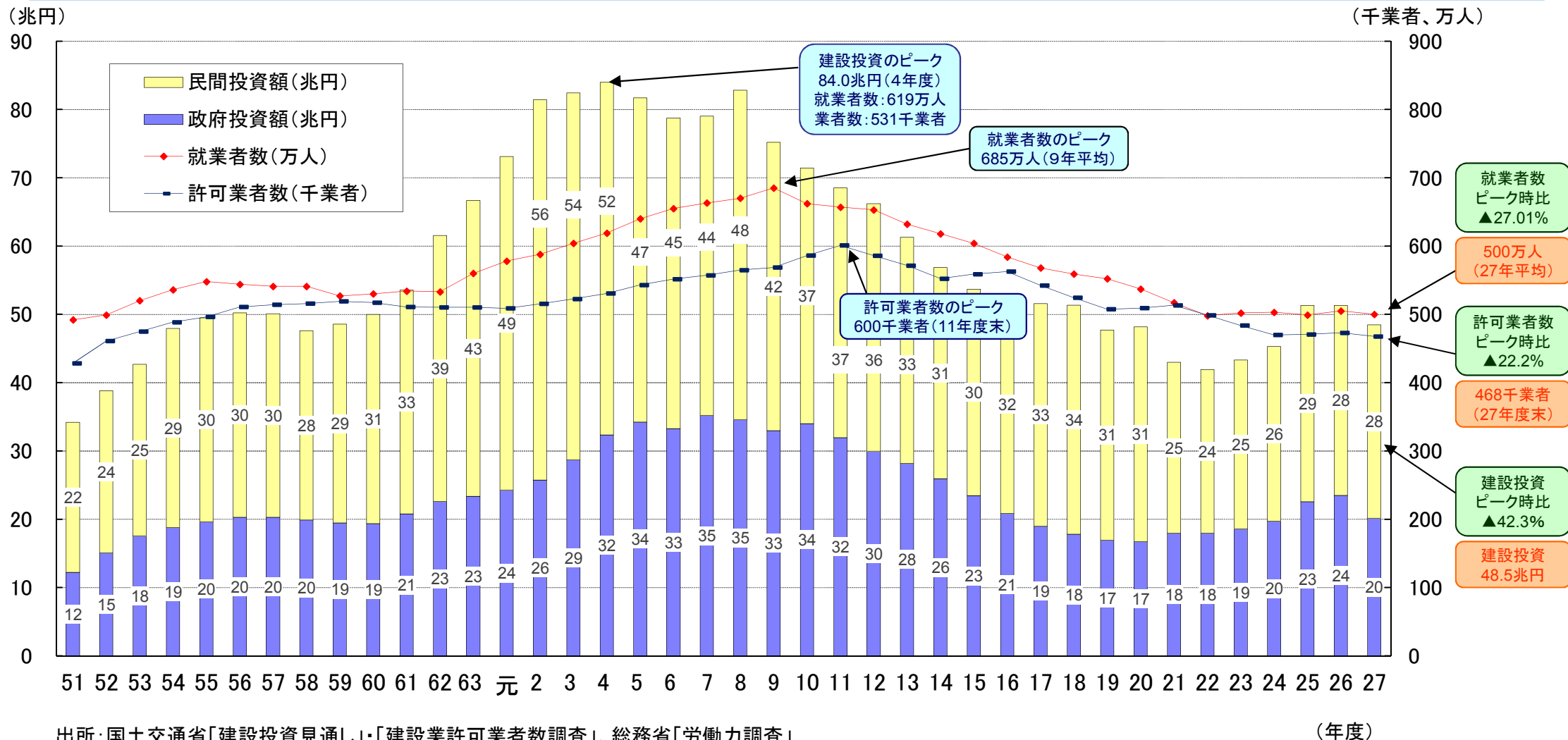


建設業を取り巻く情勢・変化

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、27年度は約48兆円となる見通し（ピーク時から約42%減）。
- 建設業者数（27年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（27年平均）は500万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。



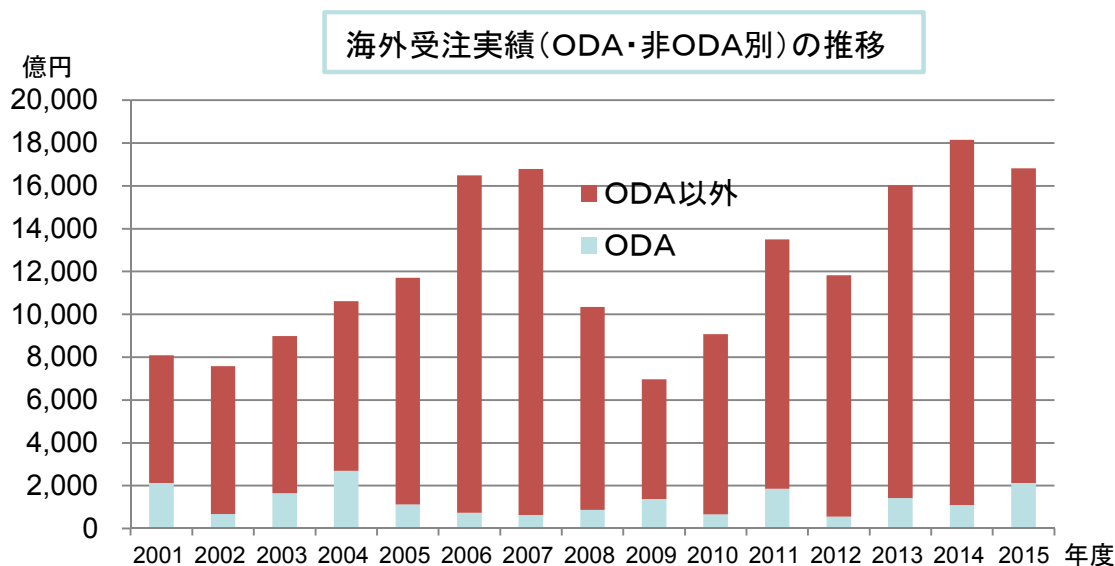
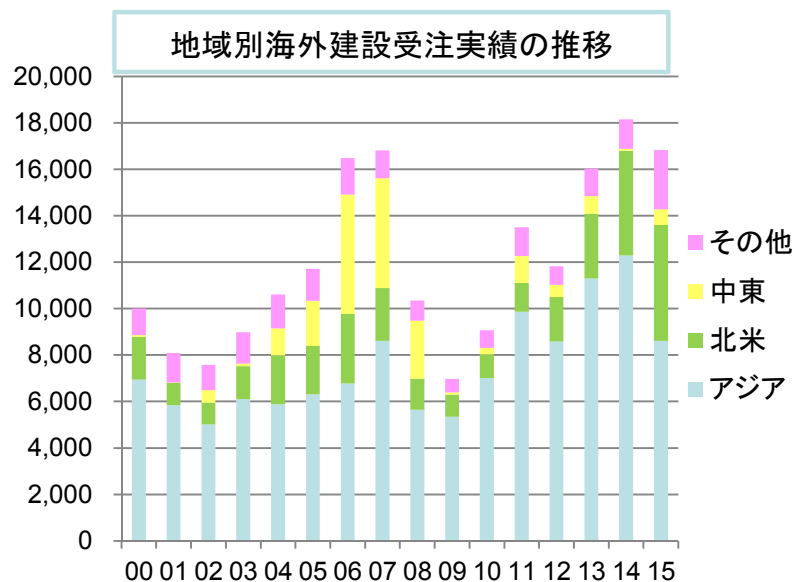
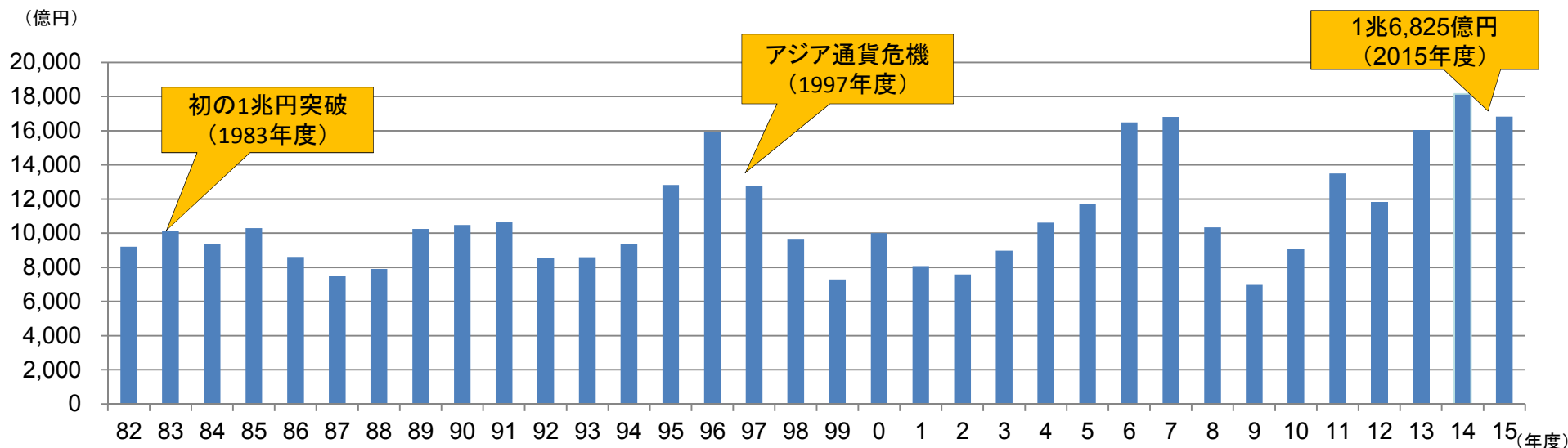
出所:国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成24年度まで実績、25年度・26年度は見込み、27年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

- 我が国建設企業は、耐震・免震技術、シールド等の高度な技術力、安全管理、工期の遵守等に優れているものの、受注額は過去数十年間にわたり1兆円前後の水準で推移。
- 2015年度は、1兆6,825億円の受注額となった。



海外経済協力会議^(注)の取組や日本経済再生本部での総理指示を踏まえ、平成25年3月に経協インフラ戦略会議を設置。同年5月には「**インフラシステム輸出戦略**」を決定（最新版：平成28年5月改訂）。

(注) 我が国の海外経済協力に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図るため、平成18年4月の閣議決定により設置(議長:内閣総理大臣、主たる構成議員:内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣)。平成23年10月廃止。

<経協インフラ戦略会議の概要>

目的

- ・ 世界各地の現場で働く邦人の安全を最優先で確保しつつ、我が国企業の最先端インフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の権益確保を後押しする。
- ・ 我が国海外経済協力に関する重要事項を審議し、戦略的・効率的な実施を図る。

構成員

メンバー:副総理、内閣官房長官(議長)、経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

(必要に応じ議長は、関係大臣及び経済界関係者等の出席を求める)

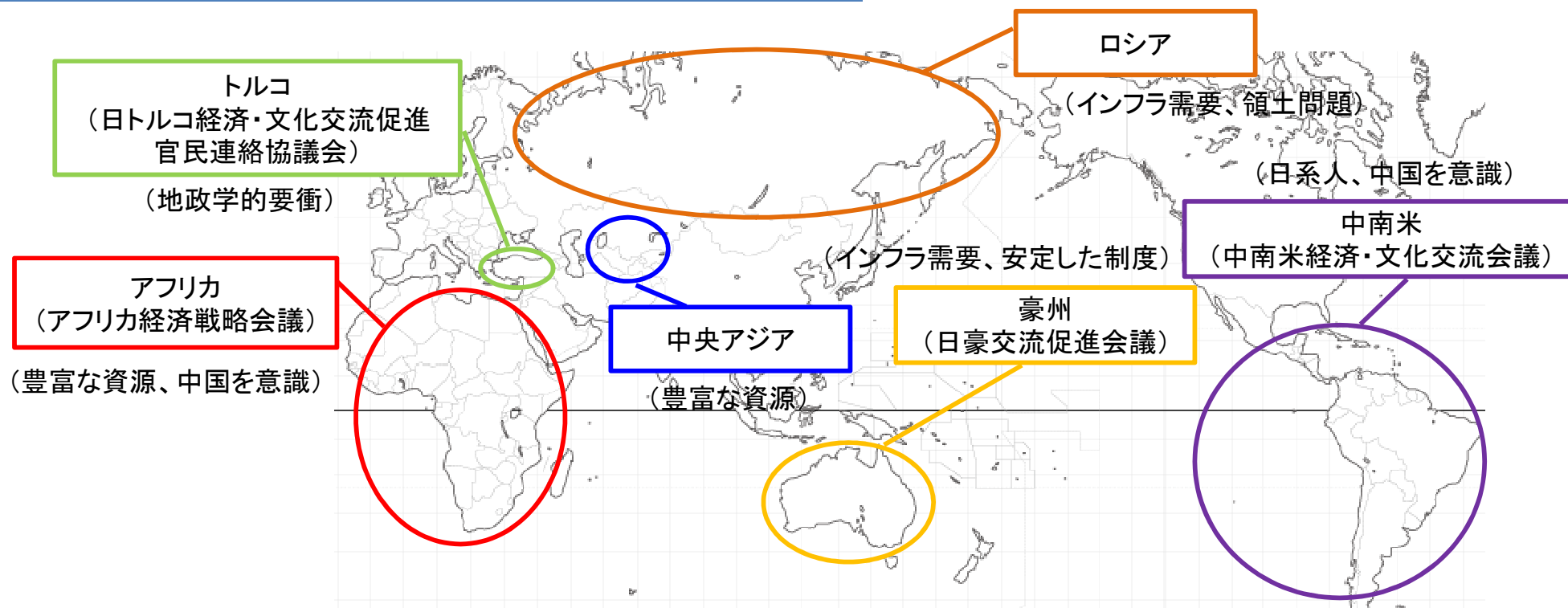
事務局長・司会: 内閣官房副長官

- 我が国建設企業の高度技術・ノウハウ等を活かし、インフラ分野での海外展開を図ることにより、諸外国の経済成長を我が国に取り込む。
- 建設業の活力維持のため、2020年以降の国内建設需要減を見据え、新興市場の海外需要開拓への先行投資が必要。
- 政府として成果目標を掲げ、総理・閣僚級のトップセールス、情報収集・発信、ビジネスマッチング、人材育成等の幅広い取組等を政府一丸・官連携により強力に推進。

政府目標

- ✓ 日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）：2020年までに建設業の新規年間海外受注高2兆円以上を実現する
(2015年度実績：約1.7兆円)
- ✓ インフラシステム輸出戦略（平成28年5月経協インフラ戦略会議改訂）：2020年に約30兆円のインフラシステム受注を目指す
(2010年実績：約10兆円)

政府として新たに取組を進める世界の建設新興市場

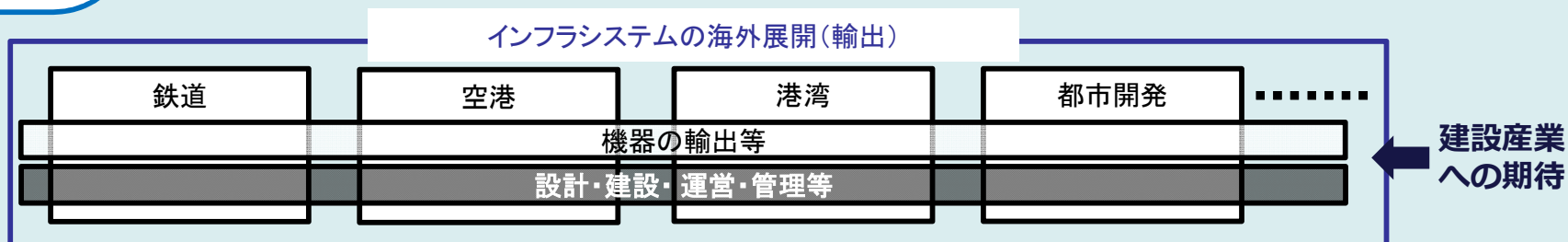


政府全体の 方針

- 「日本再興戦略2016」（平成28年6月改訂）
「質の高いインフラ投資」の推進、今後の資金供給を実施
- 「インフラシステム輸出戦略」（平成28年5月改訂）
世界の膨大なインフラ需要を捉え、**2020年に約30兆円**のインフラシステム受注（建設業の新規年間海外受注高 **2兆円**）達成に向け官民一体となった施策を推進

国土交通省の 方針

- 「インフラシステム海外展開行動計画」（平成28年3月策定）
国交省関連分野の取組みの深掘り・海外展開の更なる拡大に向けて重要な点の明確化
→インフラ整備の横断的な実施主体となる建設産業の海外展開の取組みを強力に推進
 - ・我が国の強みである制度構築支援やその運営等に関わる人材育成支援等のソフト面での取組みを強化
 - ・事業分野の拡大や官民が連携した上流段階からの事業参画等による更なる市場拡大を進める

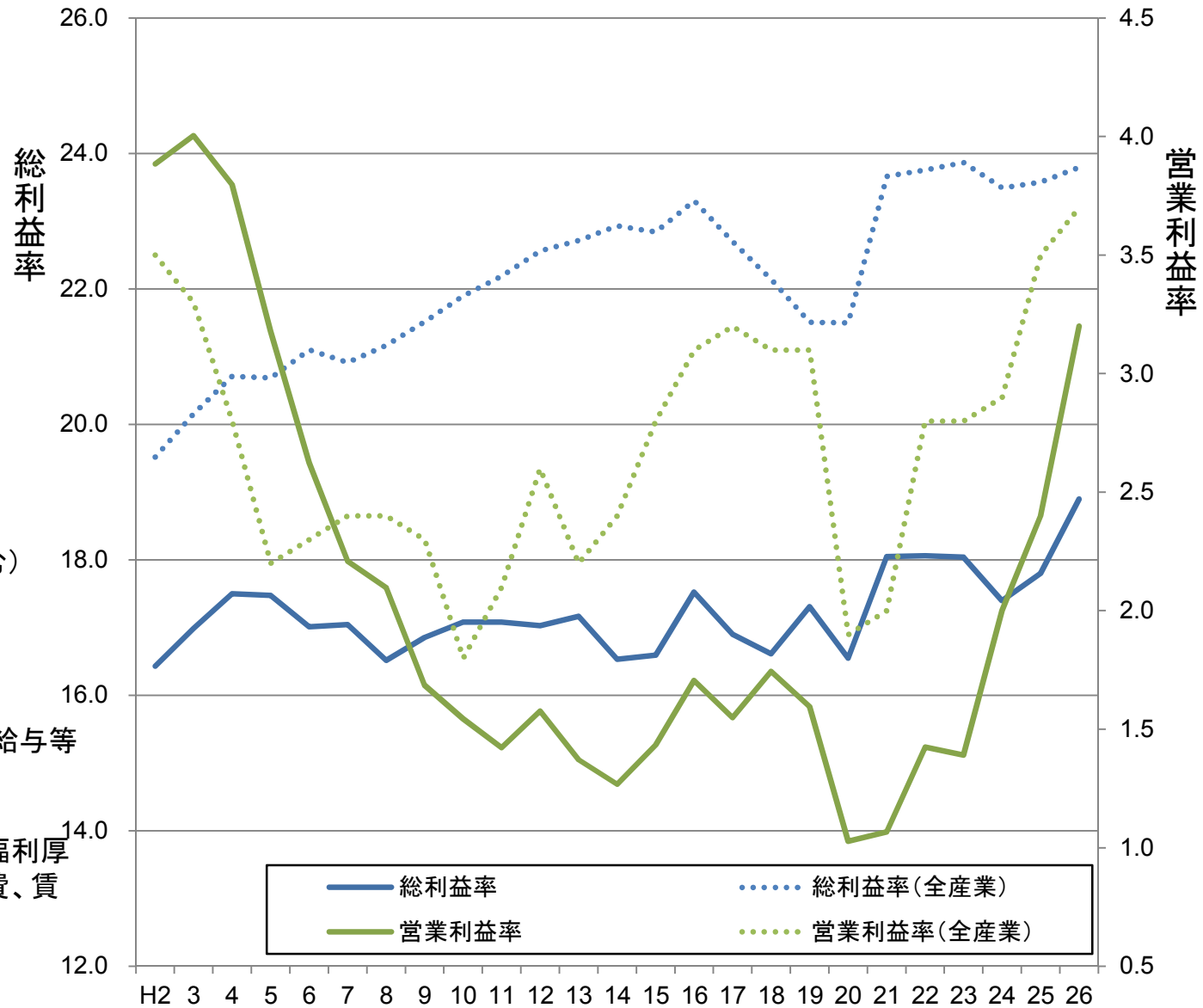
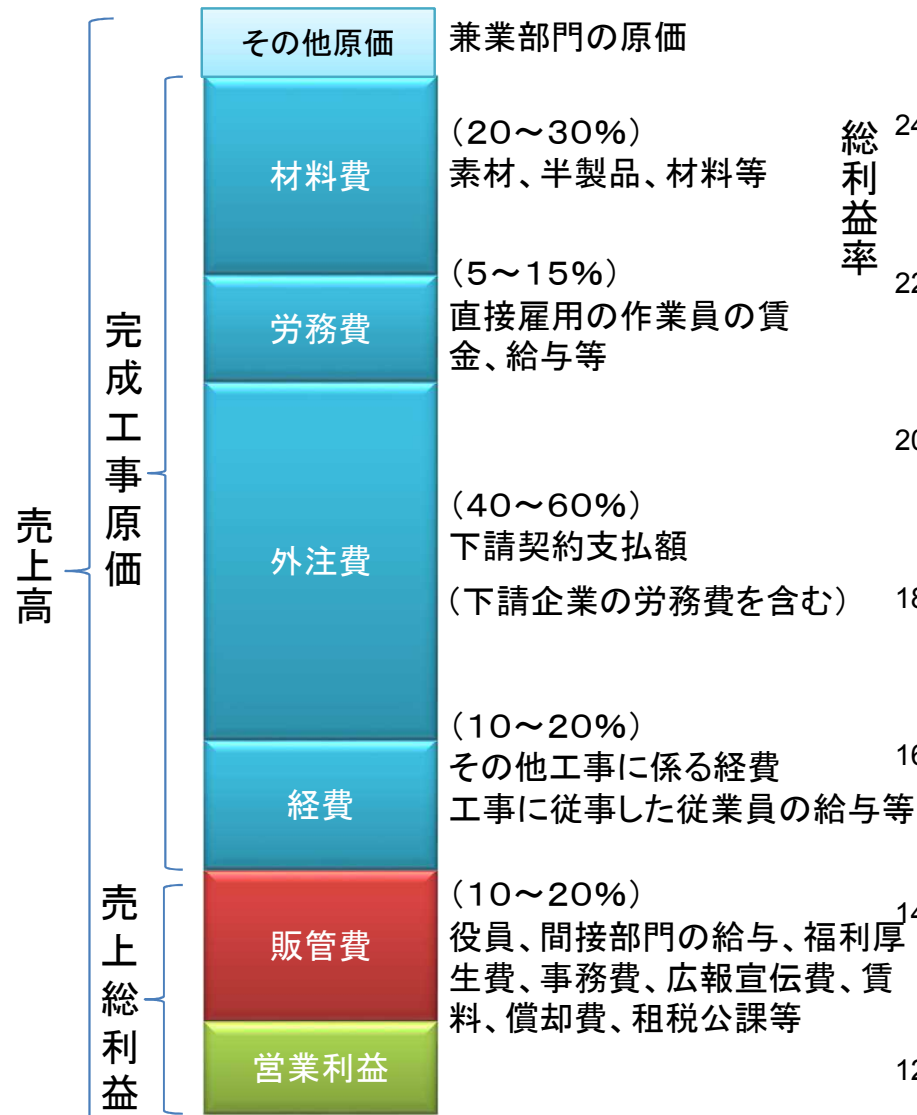


〈土地・建設産業局の施策の方向性〉

- ・ 政府間でしか為し得ない**ビジネス環境整備**による我が国建設産業の海外進出の基盤強化支援
- ・ 民間企業のみでは難しい海外での新たな**ビジネス機会創出支援**

○ 営業利益率は持ち直し

建設業の総利益率、営業利益率

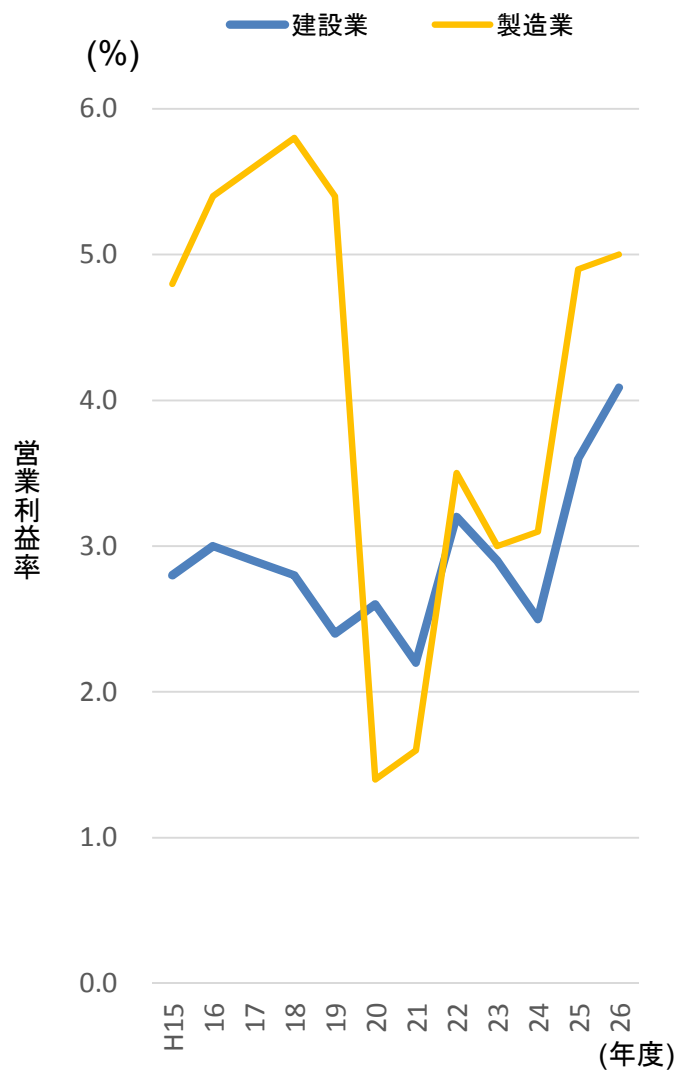


※()内は売上高に占める各項目の標準的な割合

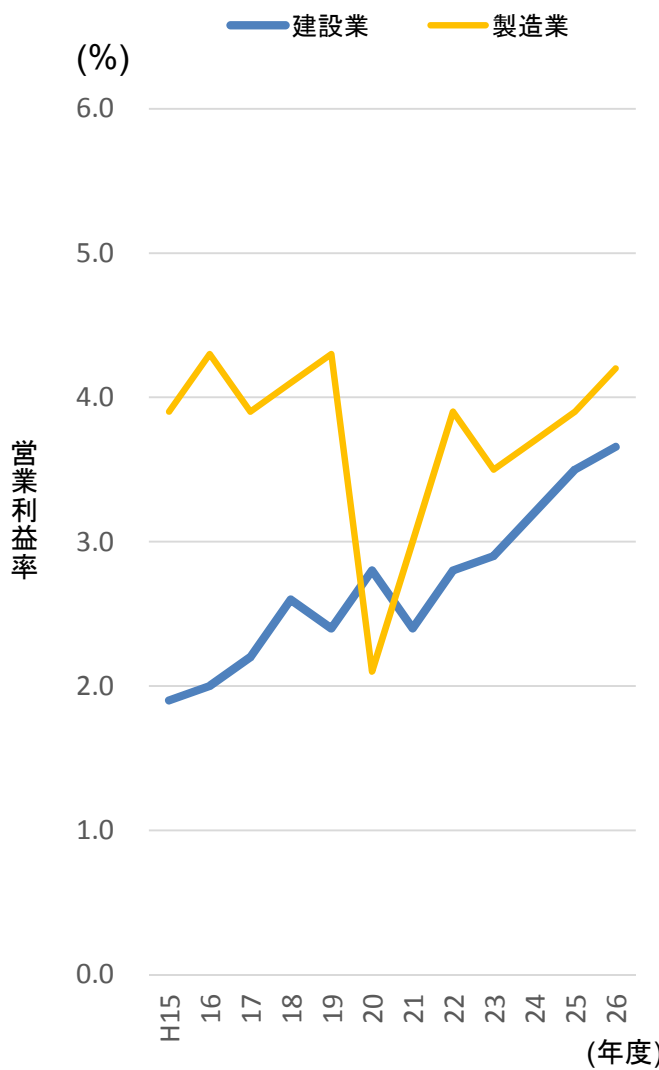
※資本金10億円以上の企業では、総利益率は11%程度から12%程度に上昇。

経営に関する状況②：企業規模別の売上高営業利益率

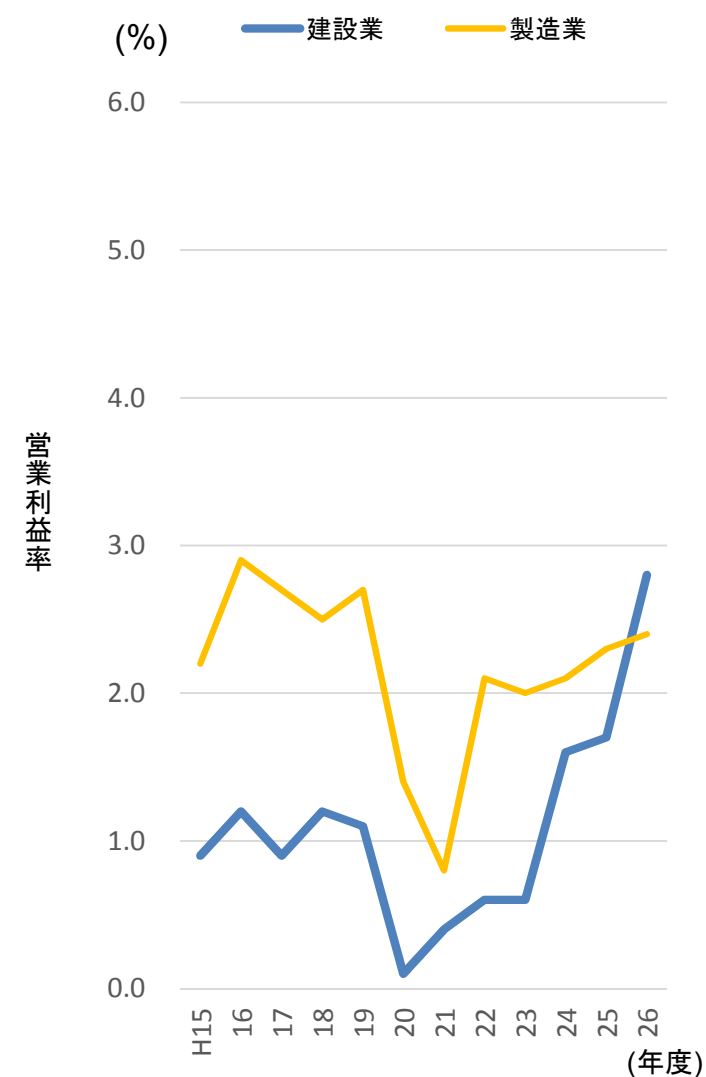
大企業 (資本金10億円以上)



中堅企業 (資本金1億円以上10億円未満)



中小企業 (資本金1億円未満)



出所：財務省「法人企業統計」

営業利益率 = (売上高 - 売上原価 - 一般販売管理費) ÷ 売上高

(※)一般販売管理費：役員や本社職員等の給与、福利厚生費、事務費、広報宣伝費、賃料、償却費、租税公課等

○現状、監理技術者等は重要な工事(公共性のある又は多数の者が利用する施設等のうち、請負金額が一定金額以上)において専任配置が必要

<現状の専任要件>

公共性のある 又は 多数の者が利用する施設等

国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事(政令第27条第1項第1号)

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事(政令第27条第1項第2号)

- ・鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等(政令第15条第1号)
- ・発送電施設、ガス事業用施設(政令第15条第3号)

次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事(政令第27条第1項第3号)

- ・石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔

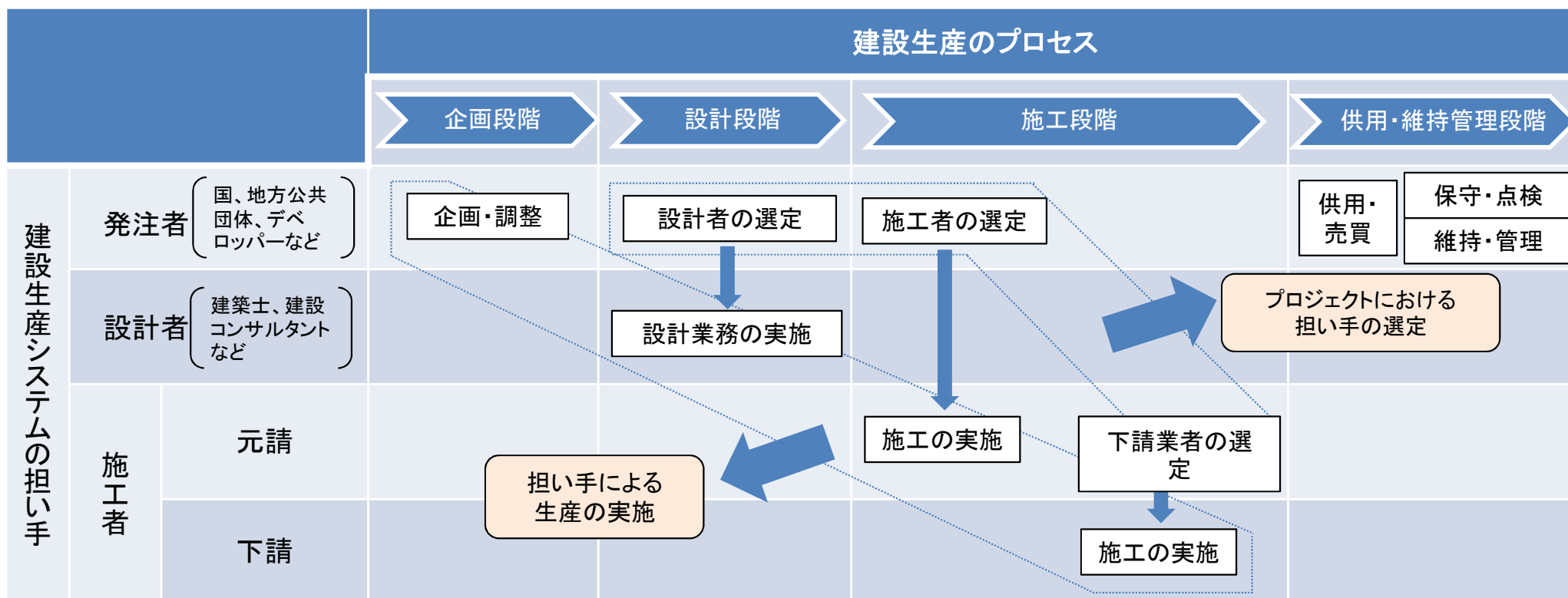
建設工事で工事一件の請負代金の額が
三千五百万円(建築一式工事 七千万円)以上

監理技術者等の専任配置

○請負金額が一定金額以上であっても、難易度の低い工事、材料費が大半を占め現場作業の少ない工事等においては、監理技術者等の専任は不要ではないかとの意見

⇒専任配置の趣旨を踏まえ、監理技術者等を専任させるべき工事の考え方を整理の上、客観的かつ明確に判断できる専任要件の設定について、請負金額以外の要素を加味すること等も含めて、検討が必要

- 「建設生産システム」とは、発注者、設計者、施工者等の各主体による建設生産物を提供するプロセス及び各主体相互の関係性の総体
- 実際の建設生産は、「企画」「設計」「施工」「維持管理」の各プロセスから構成。建設生産は、発注者、設計者、建設業者、資材業者等による「協業」



■ 建築工事の施工形態 (ビル工事の例)

民間発注者 (デベロッパー)

総合工事業者 (ゼネコン)

※本事例は一括発注のケースであり、分離発注においては専門工事業者が発注者から直接受注する。

基礎工事

躯体工事

仕上工事

設備工事

■ 杭打ち工事

■ とび・土工工事
■ 型枠工事
■ 鉄筋工事

■ 塗装工事
■ 内装仕上工事
■ 防水工事

■ 電気設備工事
■ 空調衛生工事

1次下請

A社

B社

C社

D社

2次下請

A2a

A2b

B2a

B2b

C2a

C2b

D2a

D2b

3次下請

A3a

A3b

B3a

B3b

C3a

C3b

D3a

D3b



(ウェルポイント工)



(とび工)



(塗装工)



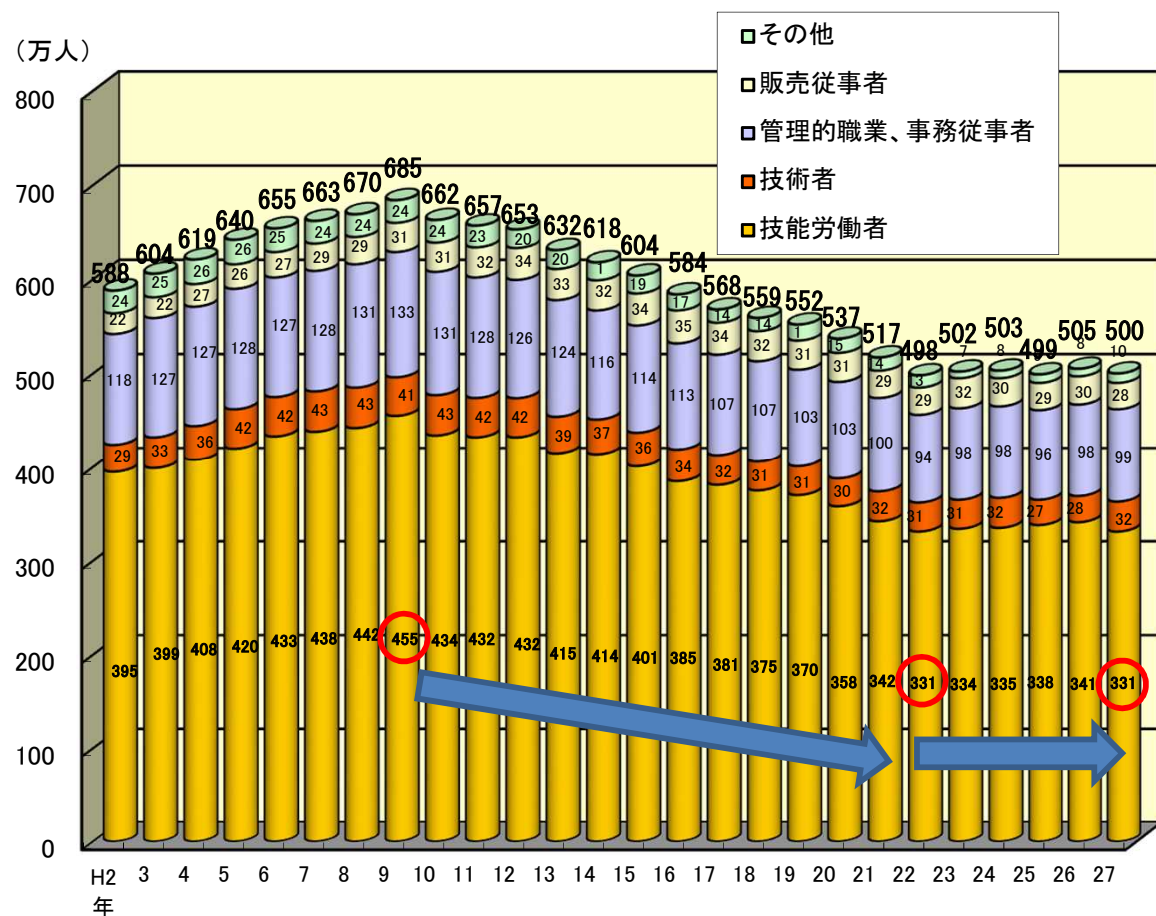
(配管工)

技能労働者等の推移

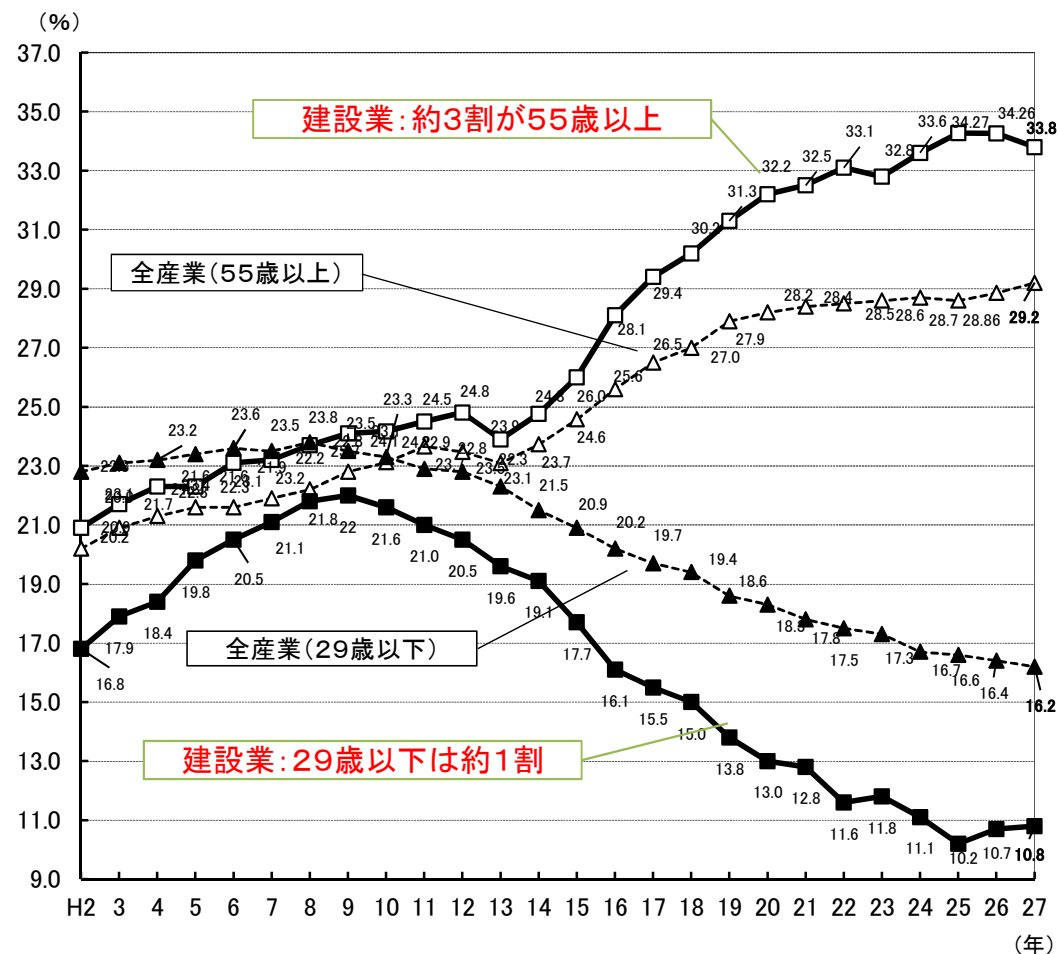
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 500万人(H27)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 32万人(H27)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 331万人(H27)

建設業就業者の高齢化の進行

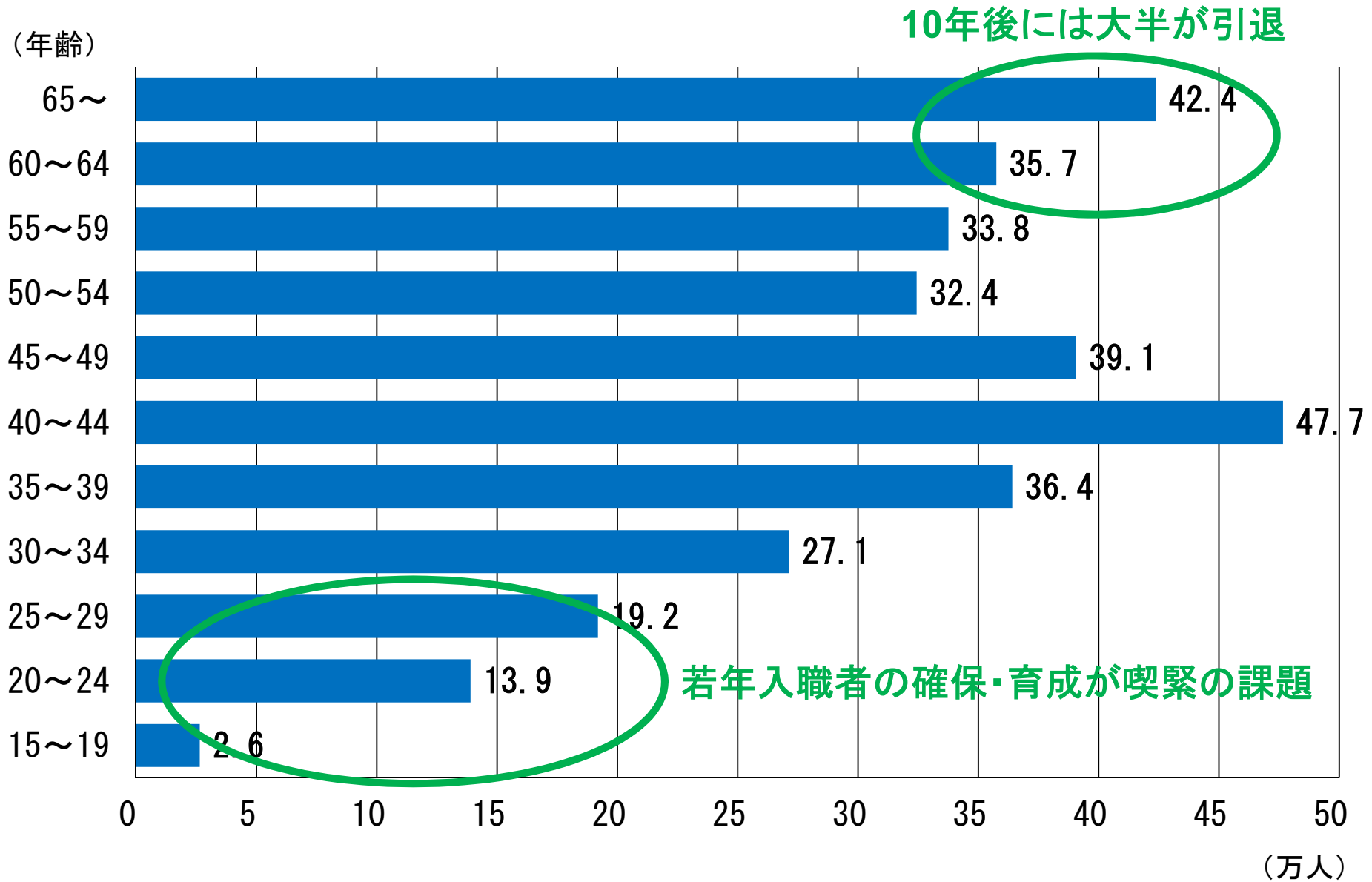
- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成26年と比較して55歳以上が約4万人減少、29歳以下は同程度(平成27年)



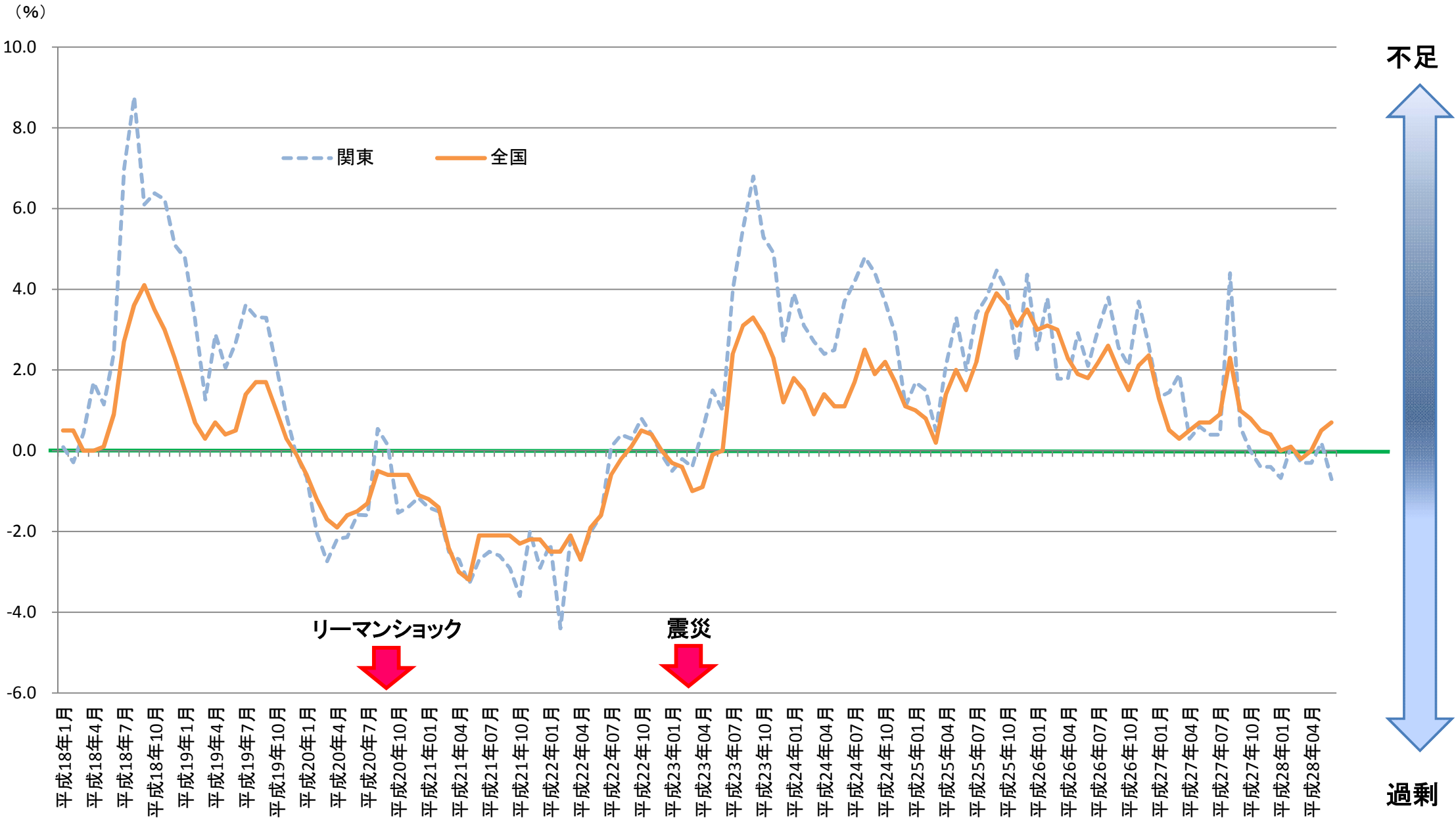
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出



建設技能労働者過不足率の6職種の推移 (建設労働需給調査より)



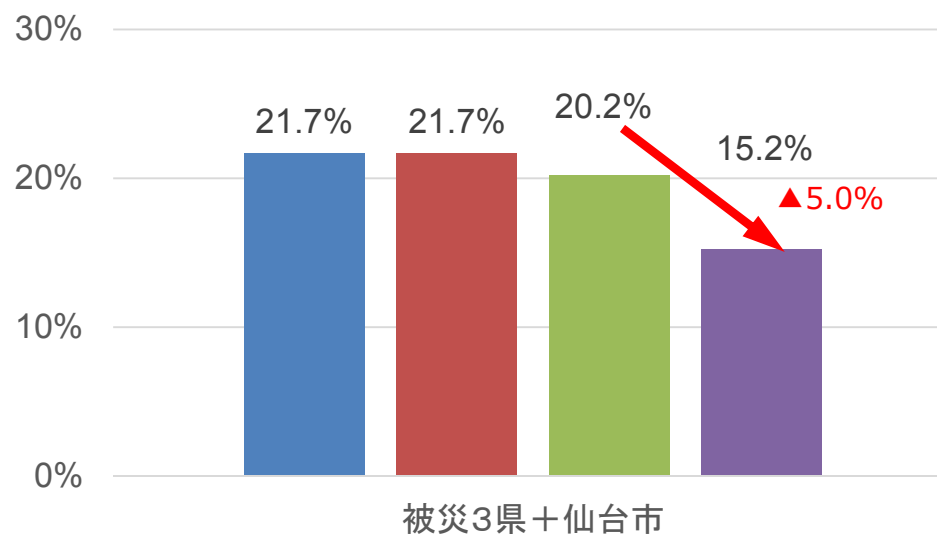
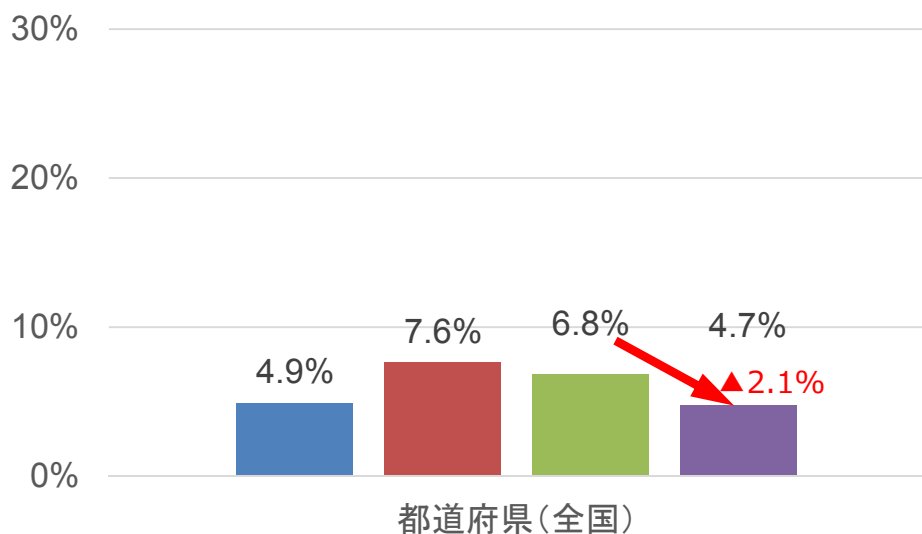
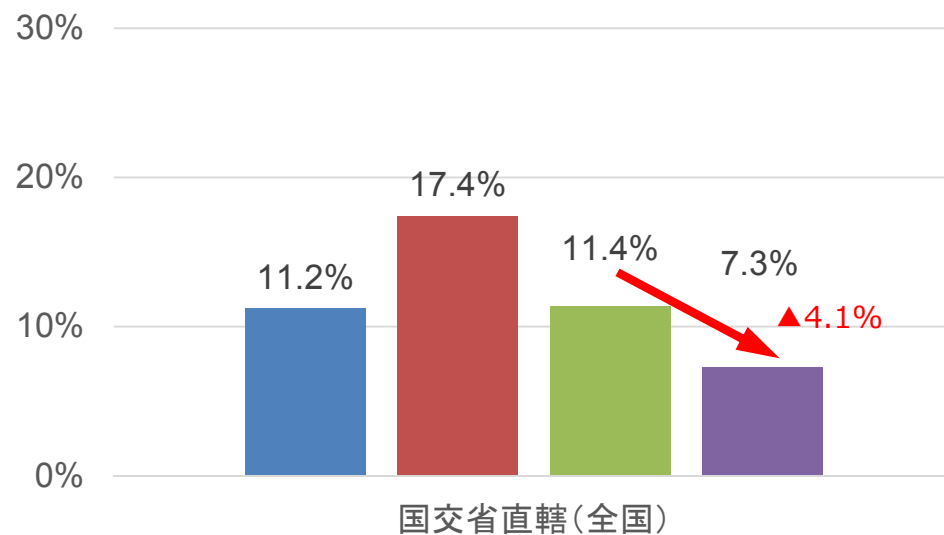
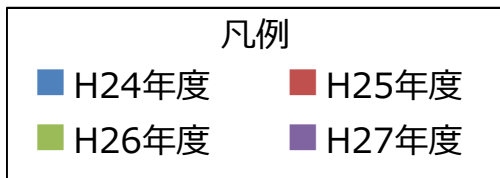
※「6職種」とは、型枠工(土木)、型枠工(建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木)、鉄筋工(建築)をいう。

※調査対象は建設業法場の許可を受けた法人企業(資本金300万円以上)で、調査対象職種の労働者を直用する建設業者のうち全国約3,000社(うち有効回答者数1,538(H27.12の場合))

※現在の過不足状況調査事項: モニター業者が手持ち現場において①確保している労働者数、②確保したかったが出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数

$$\text{過不足率} = ((2) - (3)) / ((1) + (2)) \times 100$$

出典: 労働需給調査(国土交通省)

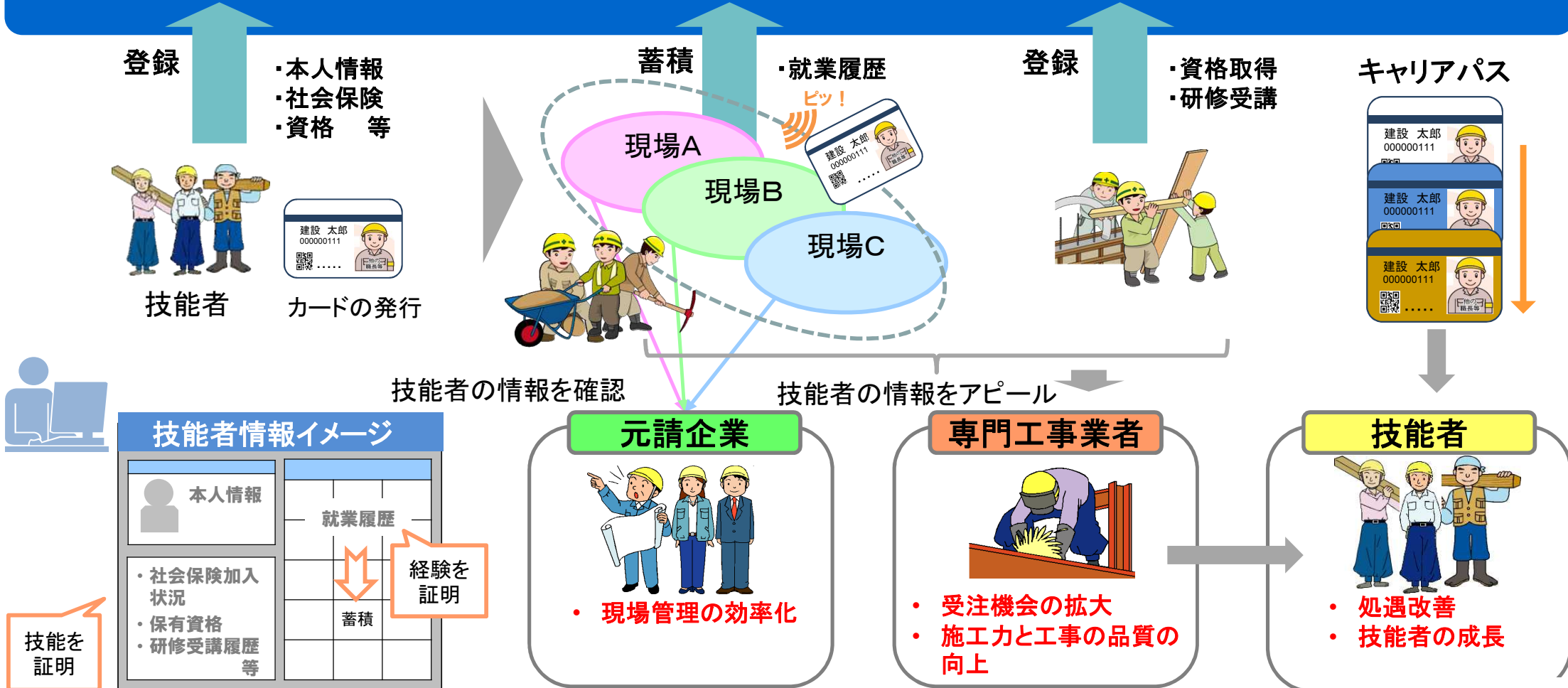


建設キャリアアップシステムの構築

- 将来にわたり建設産業の担い手を確保していく上で、建設技能労働者のキャリアアップの道筋を示すこと、技能者が適正な評価と処遇を受けられていくことが重要
- 技能者の資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築に向け、平成29年度の運用開始を目標に官民で検討

(建設キャリアアップシステムイメージ)

建設キャリアアップシステム



※蓄積されたデータは利用目的に応じて建設業界の関係者が閲覧

- 建設業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献

「地域インフラの整備・維持」を支える

- 地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲修繕・耐震補強



▲国道メンテナンス



▲橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

- 3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台県建設業協会）



作業後



「地域の社会・経済」を支える

- 生産年齢人口の5%を雇用する基幹産業として、地域の雇用を下支え
- 地域住民の生活が円滑に行われるよう、除雪等を実施



▲地域雇用の促進

「地方創生」を支える

- 本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献



▲林建協働（岐阜県飛騨地域）

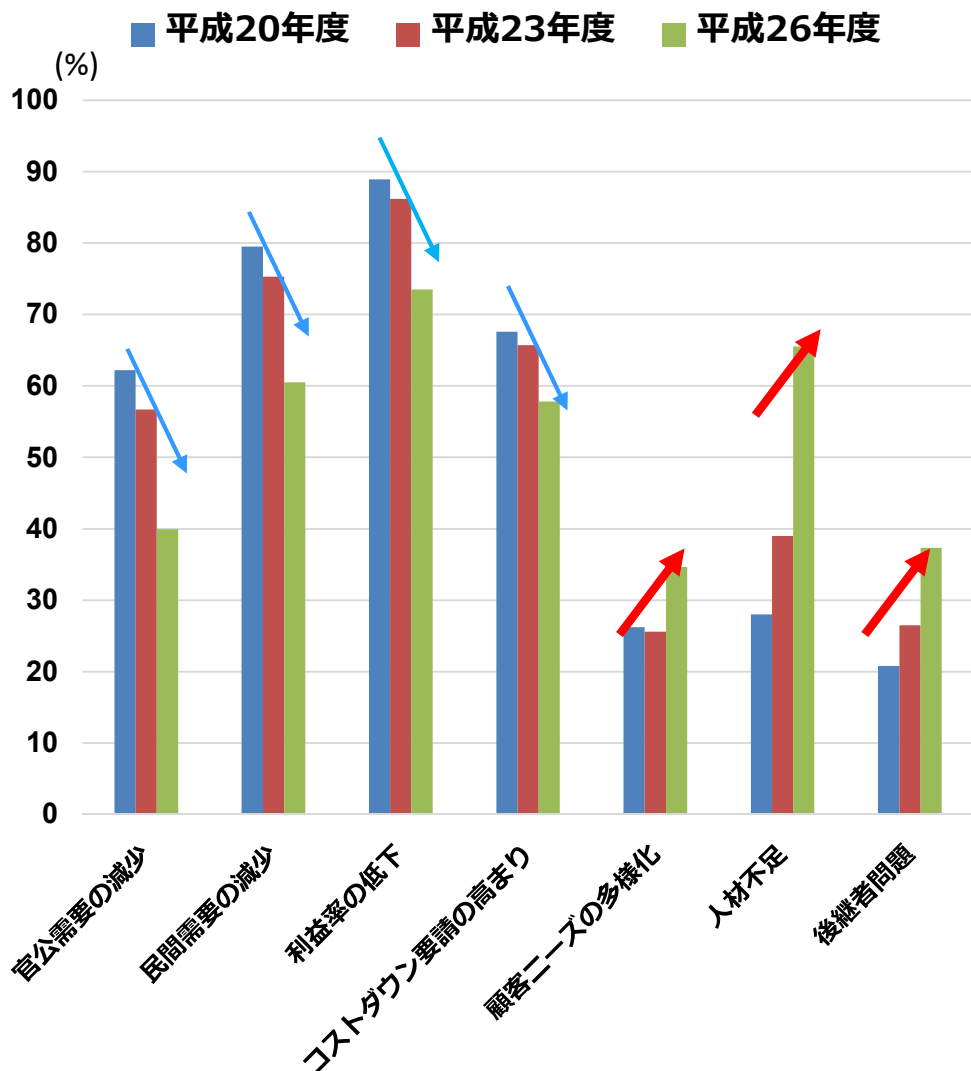


▲建設と農業の多能工（愛媛県）

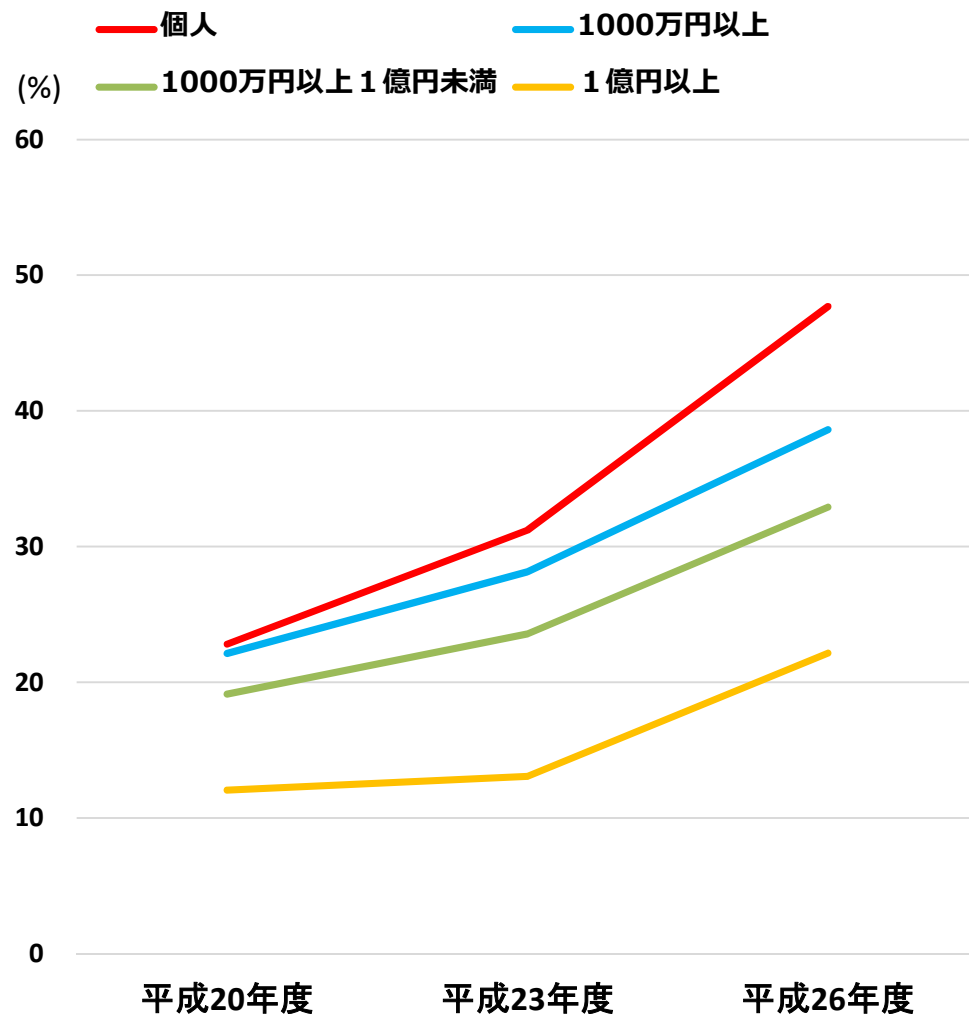
○ 工事量、利益率等は一定の改善傾向が見られる一方、人手や後継者問題等、新たな課題の比重が高まっている。

○ 小規模な建設業者ほど、後継者問題を課題としている割合が高い。

建設業の経営上の課題



後継者問題を課題とする建設業者の推移



※有効回答数は、183,312社(平成26年度)、172,909社(平成23年度)、171,545社(平成26年度)

出所:国土交通省「建設業構造実態調査」

〈課題〉

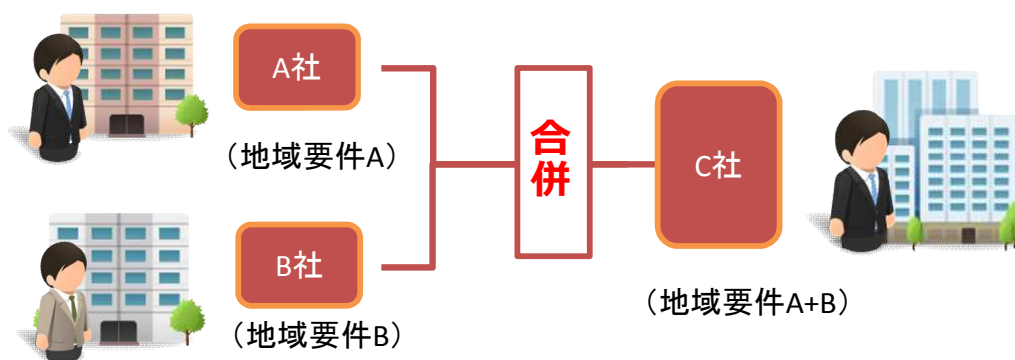
- 高齢化の進展に伴い、後継者問題を経営上の優先課題と位置づける建設企業が増加。今後、施工能力のある中小建設企業が廃業する可能性がある中、これらの企業が有する技術力や人材を地域で有効に活用することにより、「地域の担い手」の維持・確保を図ることが必要
- 加えて、将来の建設市場を見据えて、事業拡大・生産性向上等の観点から、合併等を検討する企業も存在。
- 建設会社の多様なニーズに応じて、合併・事業譲渡等が円滑に実施できる環境整備が必要。

◆経営課題における「後継者問題」の位置づけ
 ～個人、小規模企業で課題認識が顕著。また、資本金50百万円以上の企業層でも回答割合は高まる傾向にある。

		2008年度	2011年度	2014年度
複数回答の内、上位1・2位の合計数		183,312	172,909	171,418
上位1・2位に「後継者問題」を回答した数		5,143	7,555	19,121
全体		2.8%	4.4%	11.2%
資本金階層別	個人	3.9%	7.0%	16.6%
	5百万円未満	3.3%	3.4%	10.9%
	5～10百万円未満	2.3%	3.6%	12.9%
	10～30百万円未満	2.4%	4.7%	9.6%
	30～50百万円未満	2.0%	2.3%	6.3%
	50～100百万円未満	1.0%	1.1%	6.4%
	100～300百万円未満	2.0%	1.7%	5.5%
	300～1,000百万円未満	1.6%	0.6%	6.8%
1,000百万円以上		0.0%	0.0%	0.9%

出所：国土交通省「平成26年度建設業構造実態調査結果」

事業拡大・生産性向上を目的とした合併等



異なる地域にまたがるA社とB社の合併によりC社を設立。
 経営資源の重点投入等により、生産性向上・受注機会の拡大。

〈検討の方向性〉

- ①合併時の建設業許可や経審について、迅速化・簡素化を図ることができないか。
- ②廃業時の円滑な技術者等の移行について、経審上のインセンティブ付与等の観点から検討できないか。
- ③合併等に係る入札制度上の特例について、より効果的なものとなるよう、あり方を検討すべきではないか。

(1) 生産性向上の必要性

少子高齢化、人手不足等の状況において、効果的に付加価値を生み出せるよう、製造業はもとより、相対的により生産性の低い非製造業における生産性の向上が必要。

(3) 業種別の課題への対応

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題や生産性向上のための取組方法は、事業分野や規模ごとに異なります。そのため、同業者等のベストプラクティスをもとに、自社において対策が講じられるように、取組を分かりやすく提供する必要。

中小企業等経営強化法

- ・政府が、生産性向上に役立つ取組を分かりやすく中小企業・小規模事業者等に提供
- ・生産性を向上させる取組を計画した中小企業・小規模事業者等を積極的に支援

(2) 業種横断的な経営課題への対応

事業活動に有用な会計管理の徹底、財務内容の分析、ITの導入等、経営資源を十分活用するための取組をさらに普及させることが重要です。そのためには、支援機関の伴走型の支援によるきめ細かな経営課題の解決が必要。

(4) 中堅企業の重要性

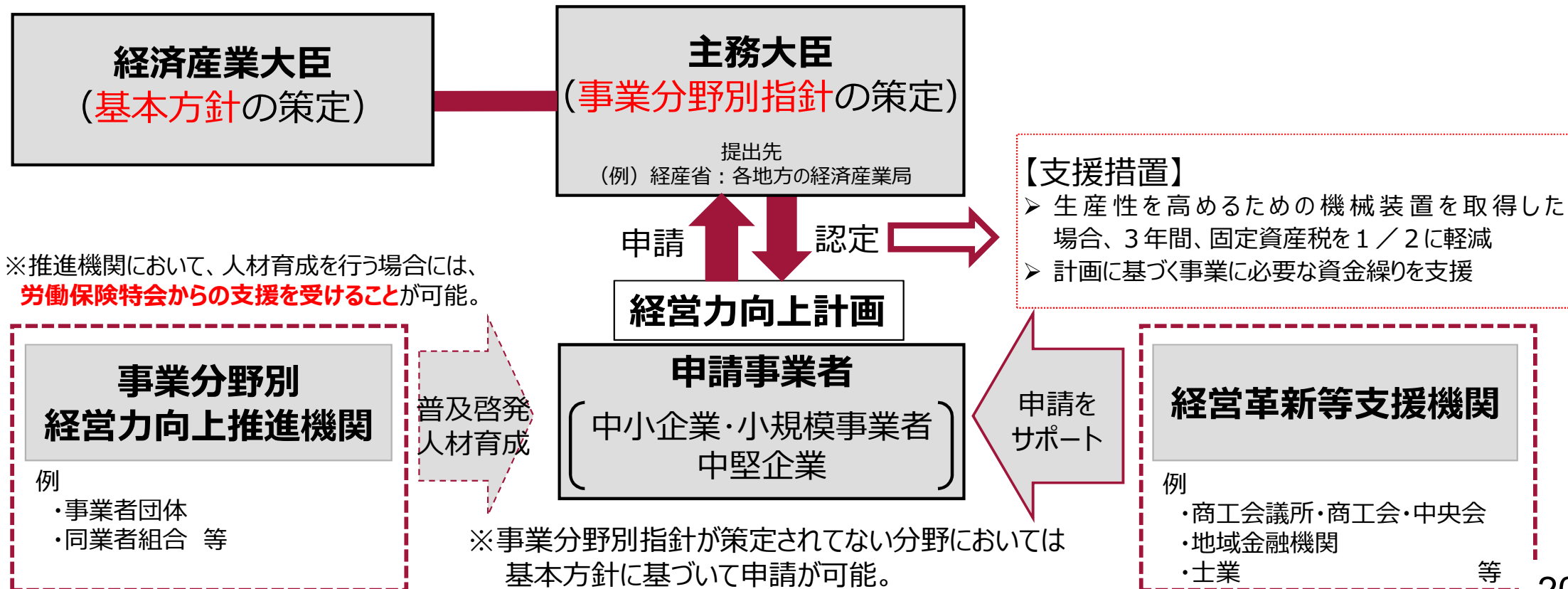
中堅企業は、地域の中小企業との取引のハブとなるなど、地域経済を牽引する存在です。中堅企業の実業性向上を一体的に支援することで、地域経済への大きな波及効果が期待。

(1) 事業分野別指針の策定

事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針を策定。

(2) 経営力向上計画の認定

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を各大臣に申請。認定された事業者は、様々な支援措置を受けられる。



横浜市都筑区のマンションにおける施工不良等

【事案概要】

- 基礎ぐいの支持層への未達が6本、根入れ不足が6本ある可能性や、施工データ(電流計データ及びセメントミルク流用計データ)の流用等計70本が判明

↓建物のジョイントで2cmの差

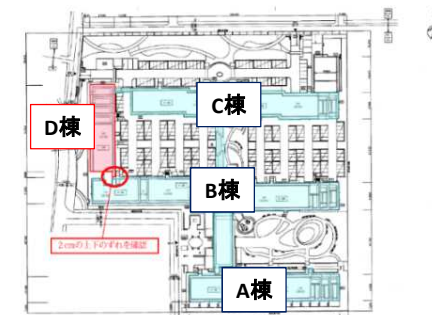


【対応状況】

- 横浜市(特定行政庁)が事業者等に指示し、建築基準法への適合性を検証中(D棟では、震度6強～7に達する程度の地震で倒壊、崩壊等しないことは確認済)
- 国土交通省が、三井住友建設、日立ハイテクノロジーズ、旭化成建材の3社に対し、建設業法に基づく営業停止及び指示、並びに指名停止措置を実施(H28.1.13)

【物件概要】

所在地:横浜市都筑区
 構造等:鉄筋コンクリート造12階建
 戸数等:705戸、住宅棟は4棟構成
 事業者:三井不動産レジデンシャル
 施工者:元請 三井住友建設
 1次 日立ハイテクノロジーズ
 2次 旭化成建材
 竣工:平成19年12月



施工データの流用等

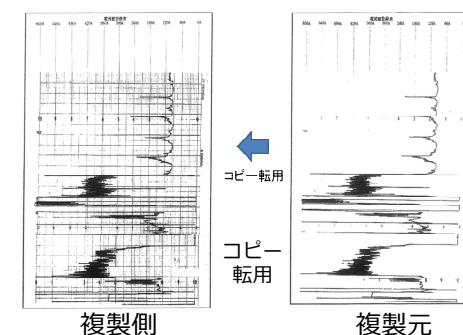
【事案概要】

- 上記事案を受けた調査報告(H27.11.24)により、旭化成建材による360件(上記事案含む)のデータ流用が判明
- 同様に、コンクリートパイル建設技術協会による、会員企業の自主点検結果の報告(H27.12.11)により、8社56件のデータ流用が判明

【対応状況】

- 旭化成建材による360件のうち358件、8社56件全てについて、特定行政庁が建築物の安全性を確認済
- 国土交通省が、施工データの流用等を行った9社(旭化成建材を含む)に対し、建設業法に基づく勧告を実施(H28.1.13)

施工データ流用のイメージ



落橋防止装置等の溶接不良

【事案概要】

- 耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良による亀裂を発見
- 製作会社が意図的に工程を省いた疑いのある製品を納品したことに、加えて検査会社の職員も不正を働いた可能性があることが判明

【物件概要】

所在地:京都市南区、伏見区
 施工時期:平成25年9月～26年7月
 平成26年9月～27年7月

■落橋防止装置・変位制限装置

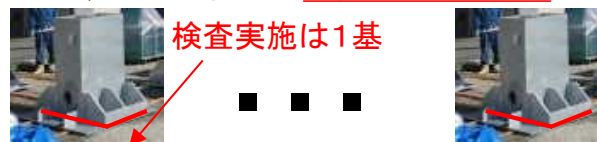


施工計画書提出

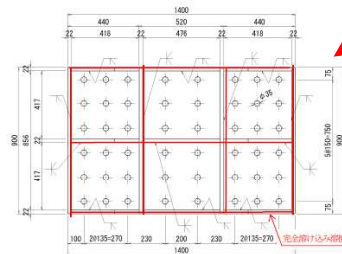
[溶接品質管理]
 ・超音波探傷検査にて溶接検査
 ・第三者機関に依頼
 ・検査頻度は10%以上

■検査頻度10%以上のイメージ

落橋防止装置を10基製作した場合
 →1基以上の検査を実施
 (当該装置の溶接線は全長の検査を実施)



10基

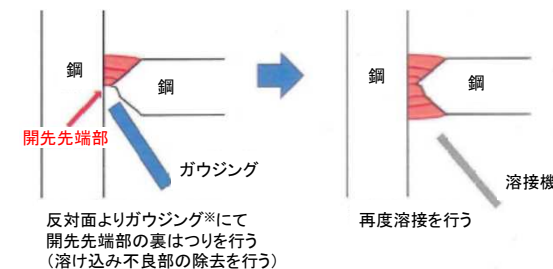


完全溶け込み溶接箇所

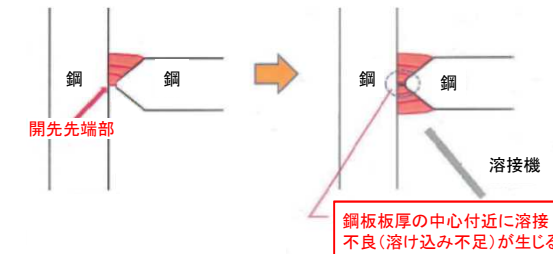
全長検査

■完全溶け込み溶接

【良好部】



【不良部】



※ ガウジング: 高熱で溶接部を一部溶かしつつ、不純物を吹き飛ばし、深掘りを行う作業をいう。

発注者
 [国土交通省]

発注

受理

工事受注会社
 [ショーボンド建設(株)]

外注 納品

製作会社
 [久富産業(株)]

落橋防止装置等製作

依頼

検査

検査会社
 [(株)北陸溶接検査事務所]

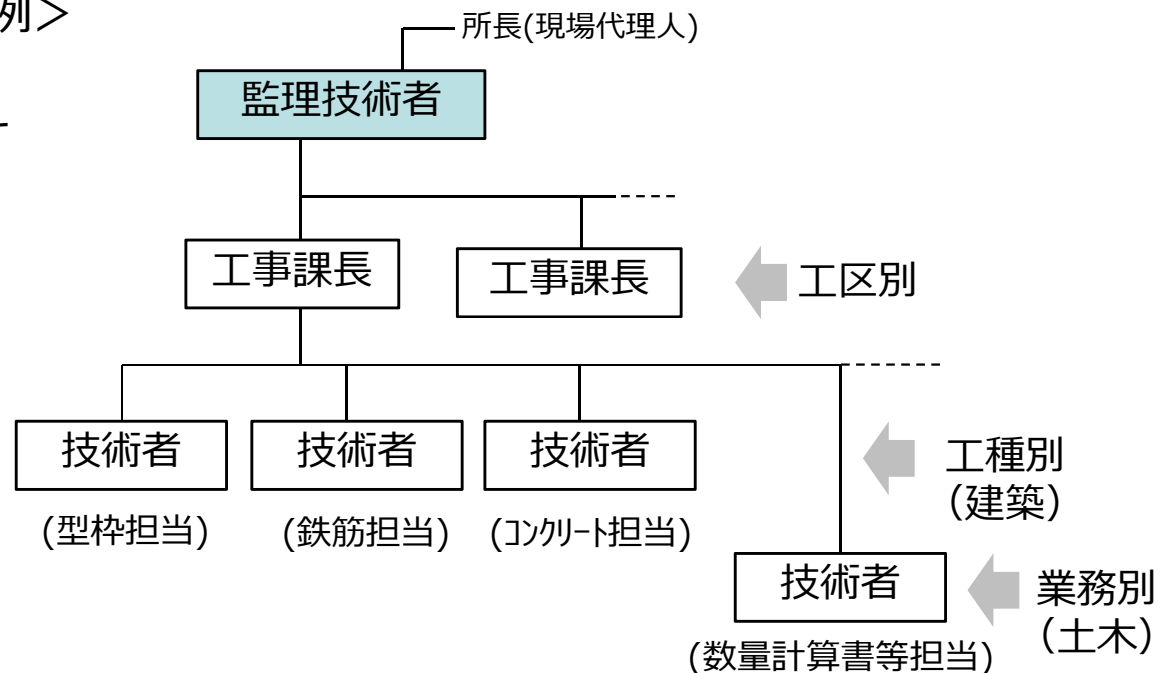
○建設業法上、元請建設企業には監理技術者等の配置が求められているが、大規模工事においては、1名の監理技術者等の下に、複数の担当技術者が工区や工種等に応じて配置され、監理技術者等の補佐的な役割を担うことが通例。一方、その位置づけは明確にされていない

⇒大規模工事について、適正な施工を確保する観点から、元請建設企業の監理技術者等を、全体を総括する立場の技術者として1名配置し、同じ元請建設企業に所属する技術者の中から、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨を明確化する必要

⇒監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者の評価等、活用方法等について検討する必要

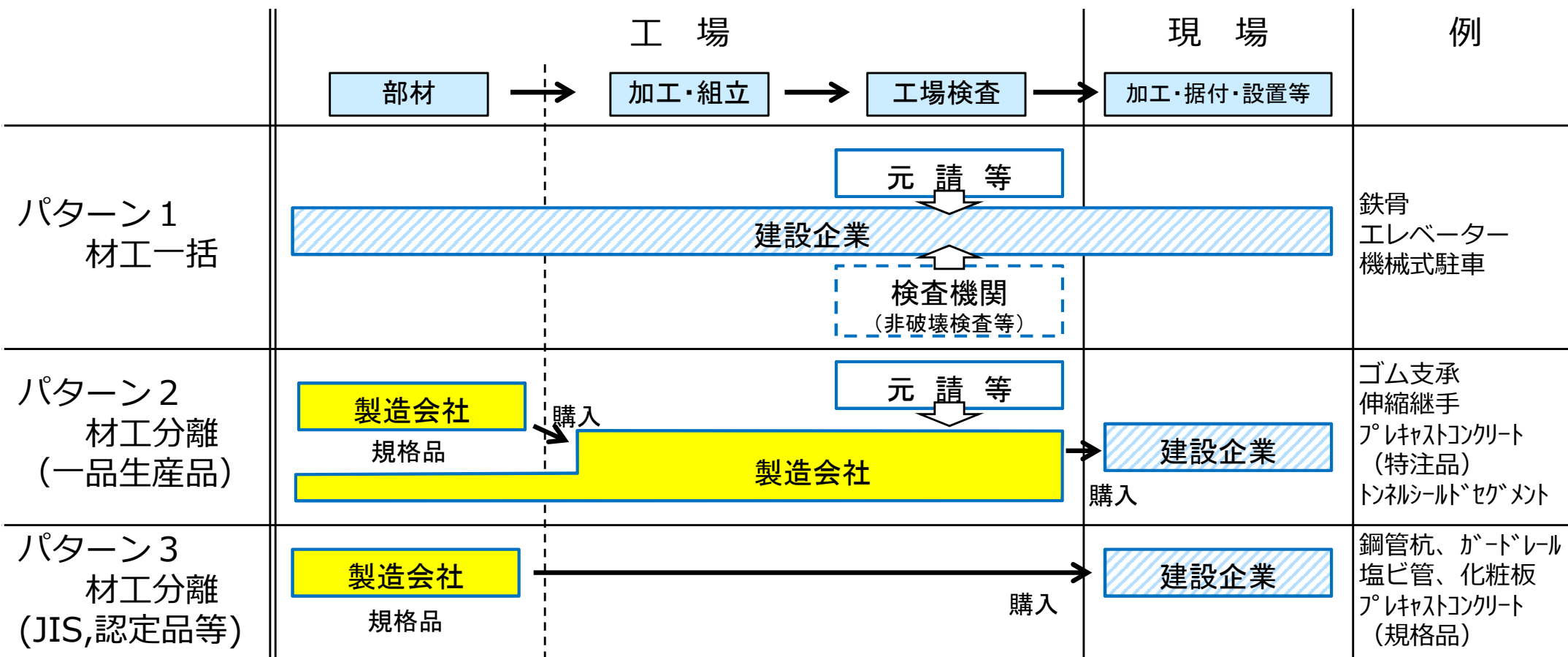
<大規模工事における技術者配置の例>

工事課長が工区別、技術者が工種別(建築)、業務別(土木)に配置した場合を示す



- 建設生産物の高度化・多様化や工事作業の効率化、工期短縮の観点から、建設生産における工場製品の割合が増加し、現場施工の割合が縮小し、工場製品の品質が現場の適正施工に大きな影響を与えている
 - 建設企業以外の工場で加工・組立・製造される工場製品については、建設業法の規定が適用されない
工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合に、当該工場製品の製造企業に対して、建設業行政として何らの指導監督やペナルティを課すこともできない現状
- ⇒工場製品の品質確保を図るために、工場製品を製造する企業に対して、一定の制度的関与を設けることについて検討を進める必要

建設工事における工場製品の調達パターン



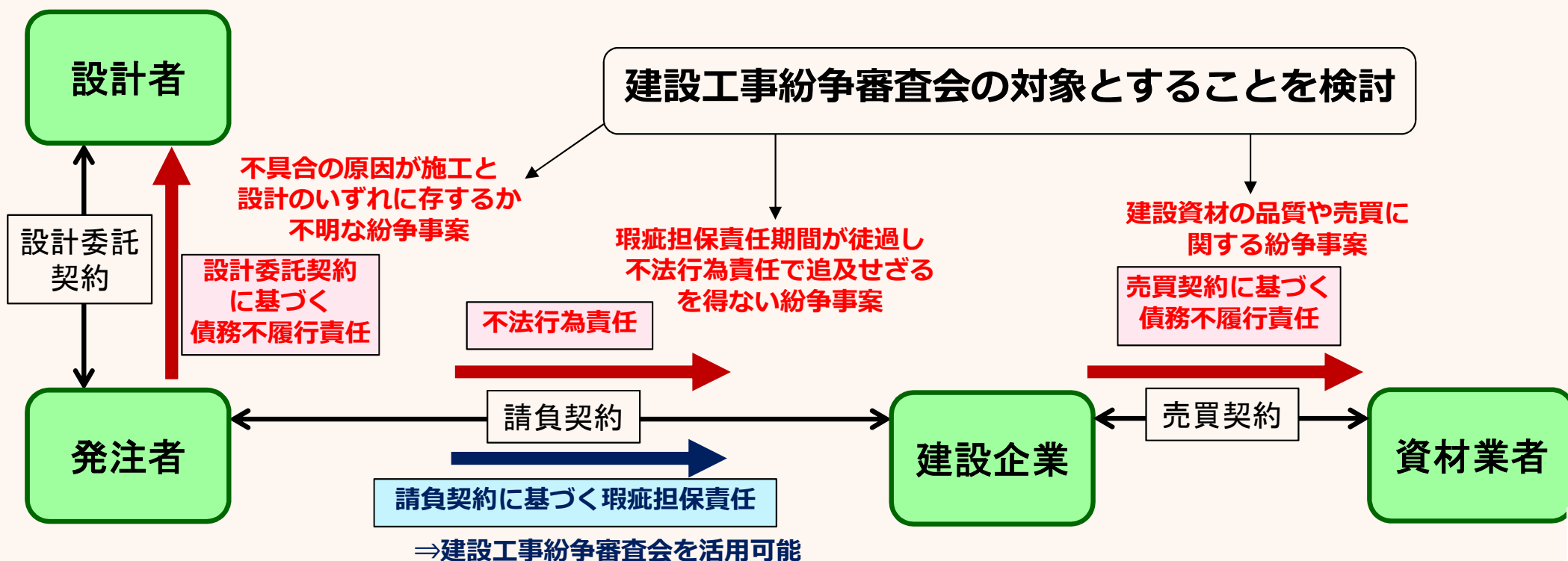
※JIS(日本工業標準調査会)による認証制度や、建築基準法に基づく製造者認定や大臣認定等、製品の品質確保に係る制度等に留意する必要

現状・課題

- 現在、建設工事紛争審査会が対象としている紛争は「建設工事の請負契約に関する紛争」に限定
- ⇒瑕疵担保責任期間の徒過により契約上の責任ではなく不法行為責任で追及せざるを得ない事案等で対応が困難

対応の方向性

- 施工品質をめぐる様々な紛争の解決を図る観点から、「建設工事の請負契約に関する紛争」以外の紛争も建設工事紛争審査会の対象とすることについて検討
- 紛争処理の対象の拡大の検討に併せて、瑕疵の状況や原因等の事実関係についてのみ認定を行う手続の創設について、必要性や可否を含め検討
(不法行為事案を対象とする場合、不法行為の要件である故意・過失の厳密な認定等を建設工事紛争審査会が行うことは多大な時間や労力を要する場合もある)



インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{※1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{※2}」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

■ **基本理念の追加**：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等

基本理念を実現するため

■ **発注者の責務**（予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等）を明確化
 ■ **事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正**

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

- **ダンピング対策の強化**（入札金額内訳書の提出）
- **公共工事の適正な施工**（施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大）

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記

- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行)

- **建設工事の担い手の育成・確保**（建設業者団体や国土交通大臣の責務）
- **適正な施工体制確保の徹底**（解体工事業の新設、暴力団排除の徹底）

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

- 経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価
- 主任技術者の資格要件の緩和 等

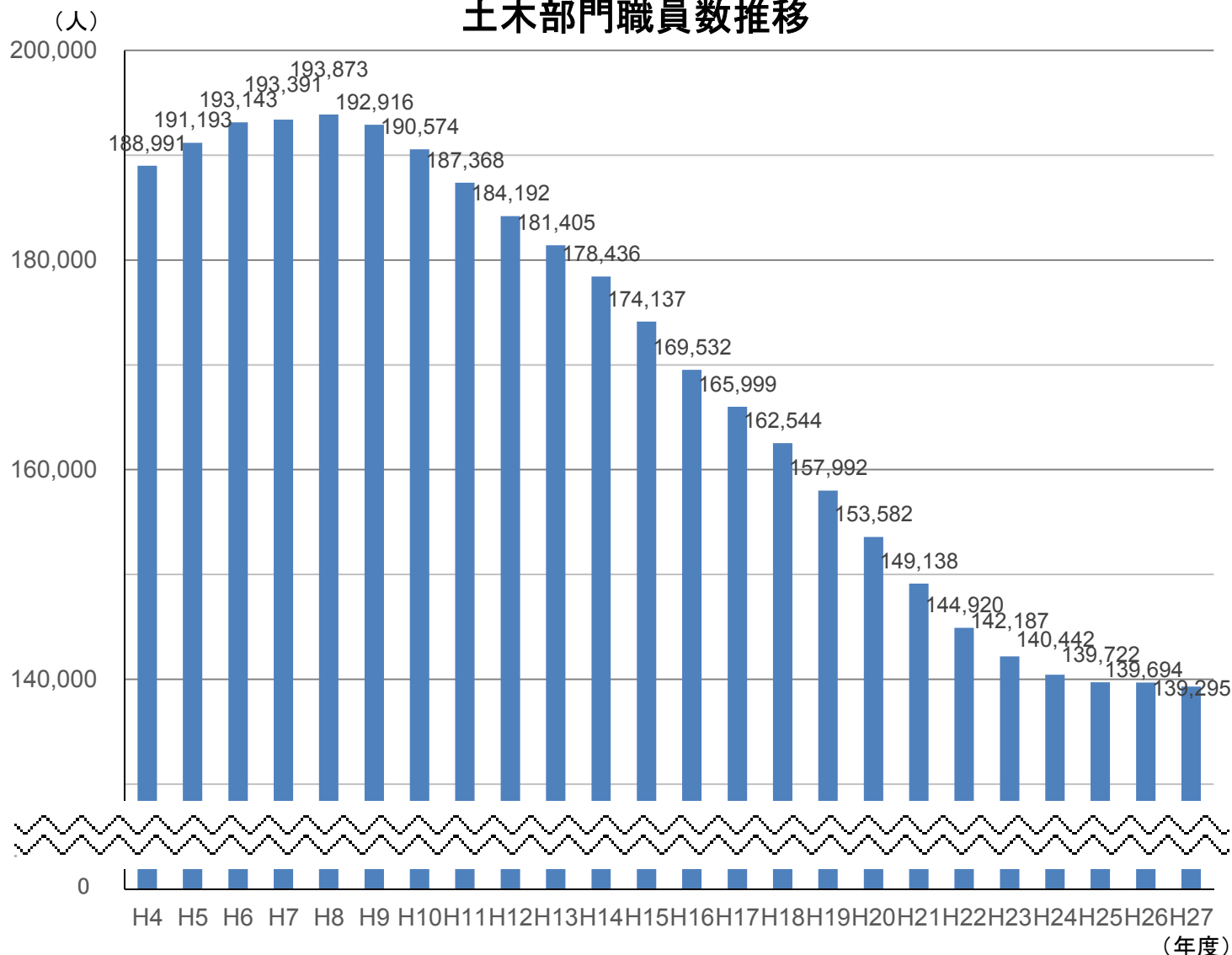
○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時（H4年度）から約26%減。

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

部門別の職員数と増減状況

区分		平成6年度	平成26年度 (H6年度比)
普通 会計	一般行政	1,174,514	909,362 (▲22.6)
	【うち土木】	【193,143】	【139,295】 (▲27.9)
	教育	1,281,001	1,024,691 (▲20.0)
	警察	253,994	285,751 (12.5)
	消防	145,535	159,589 (9.7)
	計	2,855,044	2,379,393 (▲16.7)
公営企業等会計		437,448	358,944 (▲17.9)
合計		3,282,492	2,738,337 (▲16.6)

土木部門職員数推移



※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等

※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

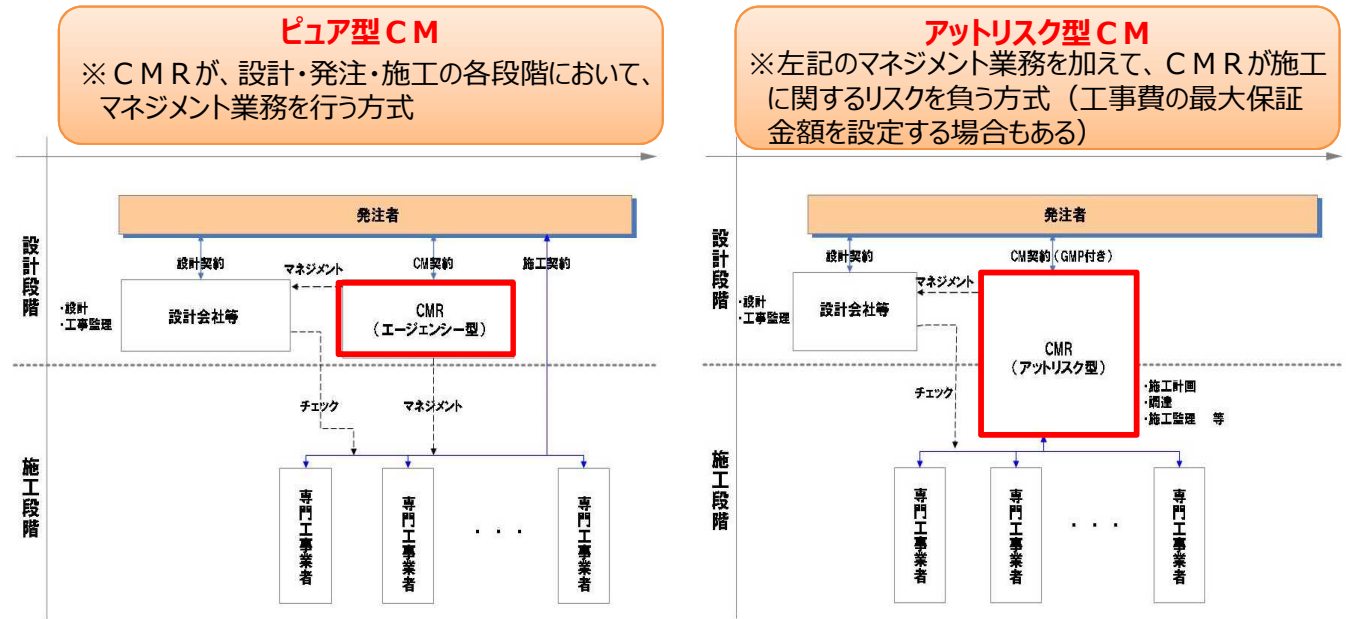
CM(コンストラクション・マネジメント)方式について

CM方式とは

発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

段階	業務内容
設計段階	①設計候補者の評価、②設計の検討支援、③設計VE、等
発注段階	①発注区分・発注方式の提案、②施工者の公募・評価、③工事価格算出の支援、④契約書類の作成・アドバイス等
施工段階	①施工者間調整、②工程計画作成・管理、③施工図チェック、④品質管理チェック、⑤コスト管理等

※業務内容は発注者のニーズによって取捨選択



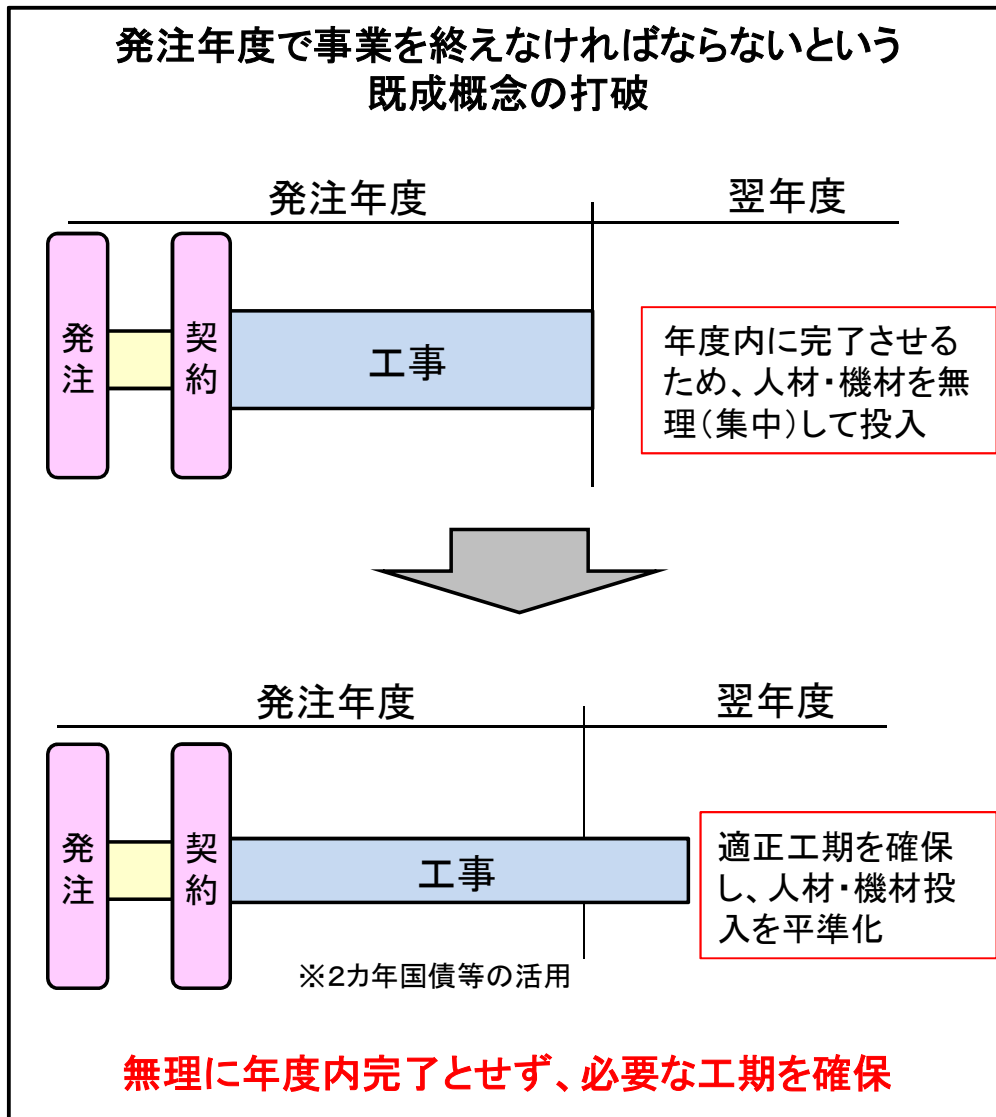
期待される効果

- 多様な建設生産・管理システムの形成による発注者の選択肢の多様化
- コスト構成の透明化とそれによる適正価格の把握
- 発注プロセスの透明性の確保とステークホルダー（株主、納税者等）への説明責任
- 設計・発注・施工の各段階における民間のマネジメント技術の活用
- 品質管理の徹底
- 発注体制の強化（発注者内技術者の量的・質的補完）
- 品質・技術に優れた施工者の育成（特に専門工事業者）

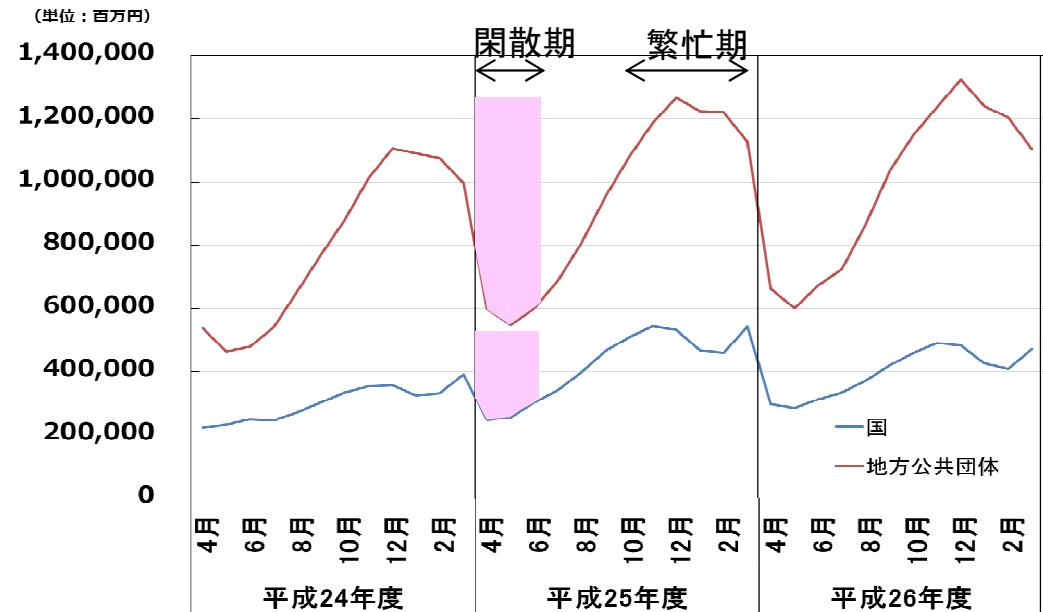
海外での活用事例

- アメリカ 民間工事では1960年代より活用されており、一般的に広く普及、工事の発注方式として主要な方式の一つとなっている。公共工事でも採用されている。
- イギリス 民間工事では一般的に広く普及、公共工事でも活用されている。
- フランス・ドイツ 民間工事では一部活用されている。

- 年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期が過度に集中することを避けるため、国土交通省では、2カ年国債の活用などにより、施工時期の平準化を図っている。
- 公共工事の約7割の工事量を有する地方公共団体に対しても、平準化に努めるよう、地域発注者協議会や、入札契約適正化法等を活用して要請。



国・地方公共団体における月別出来高工事量の推移



- 2カ年国債の活用
H27-28: 約200億、H28-29: 約700億
- 国土交通省所管事業において、平準化に向けた計画的な事業執行を推進するよう通知(H27.12.25)
- 国の取組も参考に、平準化を推進するよう、総務省とも連携して、自治体に通知(H28.2.17)

社会資本整備総合交付金事業等における債務負担行為の活用が可能であることを通知

○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業等において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
 (過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。)

【債務負担行為の活用の例】

二カ年県債の活用 (実績あり)

単年度で実施

H28年度工事

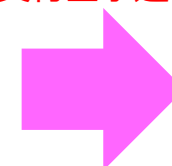
県費	(200)
国費	

債務負担行為の活用

	H27年度工事	H28年度工事
県費	10	(180)
国費	10	

例：12月議会上程 県債務負担行為の設定 (H27-28)

交付金示達後



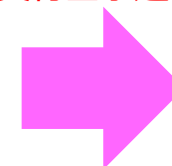
	H27年度工事	H28年度工事
県費	10	90
国費	10	90

ゼロ県債の活用

	H27年度工事	H28年度工事
県費	0	(200)
国費	0	

例：12月議会上程 県債務負担行為の設定 (H27-28)

交付金示達後



	H27年度工事	H28年度工事
県費	0	100
国費	0	100

※ 債務負担行為を設定することに対し、交付金の配分を保証するものではない。